大阪市告示第1647号

次の施設について、大阪市立プール条例(昭和49年大阪市条例第41号)第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年11月28日

大阪市長 横 山 英 幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 阿倍野屋内プール 水泳場	令和7年12月3日(水)	午後1時から
		午後3時30分まで
	令和7年12月10日(水)	午後1時から
		午後3時30分まで
	令和7年12月17日(水)	午後5時から
		午後7時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)